

# 宇治川漁業協同組合遊漁規則の変更について

## 1 変更の概要

- ・ ます類の遊漁期間の変更
- ・ 投網の遊漁禁止期間の変更
- ・ 遊漁料設定における表記の追加
- ・ はえ年券及び日券の設定
- ・ 別記様式に係る項目の削除

## 2 新旧対照表

変更前					変更後				
(遊漁の方法等) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具漁法によりウ欄の内容においてエ欄の期間内でなければならない。					(遊漁の方法等) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具漁法によりウ欄の内容においてエ欄の期間内でなければならない。				
ア 漁業の名称		イ 漁具漁法	ウ 内容	エ 期間	ア 漁業の名称		イ 漁具漁法	ウ 内容	エ 期間
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
ます類	あまご	竿釣	素掛け禁止	3月1日から 9月30日まで	ます類	あまご にじます	竿釣	素掛け禁止	3月1日から 9月30日まで <u>の期間内で、 組合が定め て公表する 期間</u>
	にじます			1月1日から 12月31日まで					1月1日から 12月31日まで <u>の期間内 で、組合が定 めて公表す る期間</u>
2～4 略					2～4 略				
(禁止区域) 第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に					(禁止区域) 第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に				

掲げる魚種は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間内は遊漁してはならない。

ア魚種	イ漁具漁法	ウ区域	エ期間
全漁業権魚種	略	略	略
	投網	宇治市宇治 J R 鉄橋から塔の島上流端までの宇治川本流	3月15日から <u>あゆ漁業解禁日まで</u>

(略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては次の表の額の20%以内、日券においては50%以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
全漁業権魚種	全漁具漁法	年券	7,000円
		日券	3,000円
<u>こい、ふな、うなぎ</u>	手釣、竿釣	年券	3,000円
		日券	1,000円
あゆ	つぼ漁法	1期間1箇所につき	50,000円
全漁業権魚種	鵜飼漁法	1期間1経営につき	300,000円

2～4 略

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、別記様式1の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」と

掲げる魚種は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の区域内でエ欄の期間内は遊漁してはならない。

ア魚種	イ漁具漁法	ウ区域	エ期間
全漁業権魚種	略	略	略
	投網	宇治市宇治 J R 鉄橋から塔の島上流端までの宇治川本流	3月15日から <u>組合が定めて公表する投網漁解禁日まで</u>

(略)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては次の表の額の20%以内、日券においては50%以内をそれぞれ加算できるものとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料
全漁業権魚種	全漁具漁法 ( <u>つぼ漁法、鵜飼漁法を除く</u> )	年券	7,000円
		日券	3,000円
<u>こい、ふな、うなぎ、はえ</u>	手釣、竿釣	年券	3,000円
		日券	1,000円
あゆ	つぼ漁法	1期間1箇所につき	50,000円
全漁業権魚種	鵜飼漁法	1期間1経営につき	300,000円

2～4 略

(遊漁承認証等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付

いう。)を交付するものとする。ただし、年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、別記様式 2 の仮遊漁承認証 (以下「仮遊漁承認証」という。)を発行することができるものとする。

2～6 略

(略)

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式 3 の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

第10条～ (略)

するものとする。ただし、年券に限り遊漁承認証を交付するまでの間、仮遊漁承認証 (以下「仮遊漁承認証」という。)を発行することができるものとする。

2～6 略

(略)

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

第10条～ (略)